



大気汚染防止法の改正に伴い、令和3年4月から段階的に アスベスト工事のルールが変わります

レベル3建材への規制(令和3年4月から開始)

新たにレベル3建材の作業基準が作られました。

建材の区分	取扱い	改正前	→	改正後
レベル3 石綿含有成形板など	作業基準	なし	→	あり
	特定粉じん排出等作業実施届出書	提出不要	→	提出不要※

※レベル3建材は届出書の提出は不要ですが、作業計画を作成する必要があります。

<レベル3建材の作業基準の概要>

○ 石綿含有成形板などのレベル3建材を除去する作業

- ・ 切断や破砕等をせずに手ばらしで取り外してください。
- ・ 手ばらしが難しい時は、対象建材を薬液等で湿潤化してから除去して下さい。
なお、ケイ酸カルシウム板第1種を手ばらしせずに除去する場合は、湿潤化に加えて周辺の養生も必要です。

○ 石綿含有仕上塗材(裏面参照)を除去する作業

- ・ 対象建材を薬液等で湿潤化してから除去してください。
- ・ 電気グラインダー等の電動工具で除去するときは、湿潤化に加えて周辺の養生も必要です。



石綿含有仕上塗材の取扱い(令和3年4月から開始)



仕上塗材

石綿含有仕上塗材※はレベル3建材として取り扱うこととなりました。

	改正前	→	改正後
建材の区分	レベル1	→	レベル3
特定粉じん排出等作業実施届出書	提出必要	→	提出不要

※吹付けバーミキュライト及び吹付けパーライトは従来どおりレベル1建材に該当します。

元請業者と下請負人の責務(令和3年4月から開始)



元請業者だけでなく、下請負人にも作業基準を遵守する義務が設けられました。また、作業基準等に違反した場合、元請業者と下請負人に直接罰則が適用される規定が設けられました。

発注者への作業結果の報告(令和3年4月から開始)



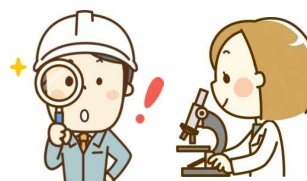
元請業者は、アスベスト工事が適切に行われているかを確認し、その結果を発注者へ報告する義務が設けられました。

大分県または大分市への事前調査結果の報告(令和4年4月から開始)



元請業者は、建材にアスベストが含まれているか調査した結果を、工事前に大分県(大分市を除く県内)または大分市(大分市内)へ報告する義務が設けられました。

有資格者による事前調査(令和5年10月から開始)



「建築物石綿含有建材調査者」等の資格者が事前調査を行う義務が設けられました。

上記の他にも、レベル1・2建材の作業基準の一部、事前調査の方法等が改正されています。詳細な改正内容については、大分県または大分市のホームページをご覧ください。

<問合せ先>

【大分県あて】大分市以外の県内の解体等工事

大分県生活環境部環境保全課 大気保全班

〒870-8501 大分市大手町3-1-1 TEL:097-506-3114(直通) FAX:097-506-1747

【大分市あて】大分市内の解体等工事

大分市環境部環境対策課 大気・騒音担当班

〒870-8504 大分市荷揚町2番31 TEL:097-537-5748(直通) FAX:097-538-3302